

令和元年度における危機管理室の主な取組について

1 受援計画の策定 及び BCP(業務継続計画)の更新

近年発生した災害の教訓を踏まえ、被災時に他の自治体等からの物的・人的資源の支援を受ける計画である「板橋区受援計画」を策定する。

この計画と両輪の関係を成す、平成24年度策定の「板橋区業務継続計画(BCP)」は、受援を前提としない構成(区が現有する物的・人的資源のみで対応)となっているため、受援計画の策定に伴い更新を行う。また、荒川破堤を想定した大規模水害への対応も必要となっている。

受援計画と新たなBCPを併せて策定することで、より実効性の高い災害対応を実現する。

2 荒川下流タイムラインと連携した避難確保計画の策定支援

荒川下流域では、荒川沿川16市区を対象とした防災行動項目である「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」を平成29年6月から運用している。この策定協議の中においても「要配慮者利用施設の避難」は大きな課題として残されていた。

このような中で、平成29年5月の水防法等の改正により、浸水区域内にある要配慮者利用施設に対して避難確保計画策定が義務化された。これまでの経緯を踏まえ、該当の要配慮者利用施設が、荒川下流タイムラインと連携した効果的な避難確保計画を策定出来るよう支援を行っていく。

3 本部運営訓練の実施

例年実施している災害対策本部運営訓練について、板橋区地域防災計画の趣旨を踏まえて、下記の事項を主な目的として9月と1月に実施する。

(1) 初動態勢の習熟

地域防災計画に定める災害対策各部の分掌事務について、被害想定に即した ①情報収集 ②各部における指揮統制 ③BCP運用 に関する手順等の習熟を図る。

(2) 本部機能の検証

大規模災害発災時において、災害対策本部が被害に応じた対応策について迅速かつ的確に決定するため、検証及び問題点の把握を行う。

(3) BCP更新に係る検証

9月の第1回訓練を通して得られた課題等を検証し、前述のBCP更新作業に反映させることで、より実効性の高いBCPの具現化を図る。

4 福祉避難所の充実

現在 42 施設と協定を締結し災害時に要配慮者を受入れることとしている福祉避難所について、新規協定締結を進め受入施設を増やすとともに、備蓄物資未配備の福祉避難所に飲料水や食料、紙おむつ等の備蓄物資を配備する。

また、災害発生時に円滑に福祉避難所の開設・運営ができるよう、各施設における福祉避難所開設・運営訓練の実施を支援する。

5 避難所開設・運営訓練素材の作成

避難所における関係者の理解と実践力を高めるため、避難所開設・運営の手順等を映像化した素材を作成し、学校防災連絡会などで活用してもらうことで、各避難所における開設・運営訓練の実施を後押しする。

6 「いたばしコミュニティ防災プロジェクト」(舟渡地区)のモデル実施

大規模災害から命を守るためには、家族やコミュニティの的確な防災行動(ひとづくり)と、それを支える安心・安全な「まち」の形成(まちづくり)が重要である。

区民一人ひとりが、災害に強い「ひと」づくり・「まち」づくりを考え、様々な関係機関と協働していく「コミュニティ防災」の実現を目指し、舟渡地区をモデル地区として検討を開始する。

7 区民消防隊の格納庫の修繕

区民消防隊の格納庫については、築年数が 40 年程度経過しており、雨漏りや塗装の剥がれなど劣化が激しいことから、昨年度実施した区民消防隊格納庫の現地調査の結果をふまえ、修理内容が軽微なものについて今年度中に修繕等の対応を行うとともに、来年度以降、優先度が高いものから順次修繕を行えるよう検討する。